

家庭的保育事業等の再開及び
教育・保育施設に係る利用定員の変更
について

令和 6 年 3 月

子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員

1 制度の概要

子ども・子育て支援新制度では、北海道等の認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所からの申請に基づき、市町村が、市町村事業計画に照らし、1号認定（教育）、2号認定（保育）、3号認定（保育）ごとの利用定員を定めた上で給付の対象施設となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなっています。

《認可制度と確認制度の関係》

項目	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園	北海道	私学助成幼稚園
	認定こども園		② 江別市 「江別市特定教育・ 保育施設及び特定地 域型保育事業の運営 に関する基準を定め る条例」に基づく
	保育所		
地域型保育 (地域型給付)	小規模保育	① 江別市 「江別市家庭的保育 事業等の設備及び運 営に関する基準を定 める条例」に基づく	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

《家庭的保育事業等の類型（地域型保育事業）》

類型	内容等		利用定員	保育従事者
家庭的保育	家庭的雰囲気の中で、少人数を対象に保育を行う事業		～5人	家庭的保育者
小規模保育	6人～19人の定員で保育を行う事業	A型	6人～19人	保育士
		B型	6人～19人	保育士(1/2以上)
		C型	6人～10人	家庭的保育者
事業所内保育	企業の従業員の子どもと一緒に保育を行う事業	保育所型	20人～ (認可保育所と同じ)	保育士 (認可保育所と同じ)
		小規模型	6人～19人	小規模保育A型、 B型と同じ
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本に保育を行う事業		—	家庭的保育者

2 家庭的保育事業等の再開について（予定）

類型	小規模保育事業C型		
再開年月日	令和6年4月1日（予定）		
施設	名称	げんきっこ	
	所在地	元江別 24-3	
設置者	名称	（学）江別若葉学園	
	所在地	元江別 24-8	
認可・利用定員	3号認定	1～2歳	10人

3 利用定員の変更について（すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設）

（単位：人）

No.	施設名称		1号 （教育）	2号 （保育）	3号 （保育）		計
			3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
1	認定こども園元江別わかば幼稚園（元町 24-8）	変更前	163	20	21	6	210
		// 後	155	28	21	6	210
		差	△8	8	0	0	0
2	大麻藤認定こども園（大麻中町 9-1）	変更前	71	18	11	3	103
		// 後	45	18	11	3	77
		差	△26	0	0	0	△26
3	上江別幼稚園（上江別 433-19）	変更前	240	0	0	0	240
		// 後	210	0	0	0	210
		差	△30	0	0	0	△30
計		変更前	474	38	32	9	553
		// 後	410	46	32	9	497
		差	△64	8	0	0	△56

参考 令和6年度の利用定員（提供体制）見込

（単位：人）

No.	項目	1号 （教育）	2号 （保育）	3号 （保育）		計
		3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
1	前記2の再開する施設（1施設）	0	0	10	0	10
2	前記3(1)のすでに確認を受けている施設のうち、利用定員を変更する施設（3施設）※変更後	410	46	32	9	497
3	その他の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設（43施設）	1,235	1,114	756	210	3,315
令和6年度利用定員見込（47施設） ①		1,645	1,160	798	219	3,822
令和5年度利用定員（47施設）（参考） ②		1,709	1,149	792	220	3,870
差（①－②）		△64	11	6	△1	△48

※企業主導型保育施設「こひつじ」R6.3.31 閉鎖、企業主導型保育施設で年齢ごとの受入人数変更あり